

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成27年6月8日 提出

羽曳野市長 北川 嗣雄

# 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定

## 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

平成 27 年 3 月 31 日

羽曳野市条例第 19 号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)」に改め、同条第 4 号中「又は名称」を「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」に改める。

第 13 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 16 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 条の 2 に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、施行令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 17 条第 2 項中「算定する。」の次に「ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第 27 条第 7 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第 28 条の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 44 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 45 条第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 46 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第 66 条第 1 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 66 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 75 条第 1 項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 78 条第 1 項第 1 号及び第 78 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 88 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 89 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改め、同条第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 109 条の 2 第 1 項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改め、同項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号におい

て同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第 110 条の 14 第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「第 145 条第 1 項」を「第 144 条の 8」に改める。

附則第 3 条の 2 から第 3 条の 3 までを削る。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 39 年度」を「平成 41 年度」に、「平成 29 年」を「平成 31 年」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第 6 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 27 条第 3 項の規定による申告書の提出(第 28 条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第7条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第 7 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第 3 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 項、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第 7 条の 4 の見出し中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 7 条の 5 の見出し中「平成 25 年度又は平成 26 年度」を「平成 28 年度又は平成 29 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 25 年度分又は平成 26 年度分」を「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 25 年度適用土地」を「平成 28 年度適用土地」に、「平成 25 年度類似適用土地」を「平成 28 年度類似適用土地」に、「平成 26 年度分」を「平成 29 年度分」に改める。

附則第 7 条の 6 の見出し及び同条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 7 条の 7 を次のように改める。

第 7 条の 7 地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。)附則第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

附則第 7 条の 8(見出しを含む。)中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 7 条の 10 中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 8 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第 8 条の 4 第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度か

ら平成 29 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 9 条及び第 9 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 9 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 83 条第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 83 条第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定



を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 83 条第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

#### 第 9 条の 2 削除

附則第 16 条の見出し及び同条第 1 項から第 5 項までの規定中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 16 条の 2 中「平成 24 年改正法附則第 10 条」を「平成 27 年改正法附則第 18 条第 1 項」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 17 条(見出しを含む。)中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 18 条第 2 項及び第 3 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 20 条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第 21 条を削る。

附則第 21 条の 2 に見出しとして、「(旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付し、同条を附則第 21 条とする。

(羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年羽曳野市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中羽曳野市税条例附則第 9 条の改正規定を次のように改める。

附則第 9 条第 3 項中「附則第 30 条第 3 項第 1 号」を「附則第 30 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車

両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。))」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車がか初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 83 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 83 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 1 条第 3 号中「第 83 条の改正規定」を「第 83 条第 2 号アの改正規定(「3,600 円」に係る部分を除く。))」に、「附則第 4 条」を「附則第 4 条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第 47 条第 1 項及び」の次に「第 83 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定(「3,600 円」に係る部分に限る。))並びに同号イ及び同条第 3 号の改正規定並びに」を加え、「附則第 5 条」を「附則第 4 条第 2 項、第 5 条」に改める。

附則第 4 条中「第 83 条」を「第 83 条第 2 号ア(「3,600 円」に係る部分を除く。))」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 新条例第 83 条第 1 号、第 2 号ア(「3,600 円」に係る部分に限る。))及びイ並びに第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第 6 条の表中「附則第 9 条」を「附則第 9 条第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条中羽曳野市税条例の一部を改正する条例附則第 1 条第 3 号及び第 4 号並びに第 4 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条中羽曳野市税条例第 17 条第 2 項及び第 28 条の 3 第 4 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中羽曳野市税条例第 13 条第 2 項の改正規定並びに附則第 2 条の 3 第 1 項及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 7 項及び第 5 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中羽曳野市税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 27 条第 7 項、第 46 条第 2 項各号、第 66 条第 1 項第 1 号、第 66 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 75 条第 2 項第 1 号、第 78 条第 1 項第 1 号、第 78 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 1 号、第 109 条の 2 第 2 項第 1 号並びに第 110 条の 14 第 1 号の改正規定並びに附則第 7 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号並びに第 8 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の改正規定並びに次条第 3 項及び第 8 項、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 17 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
  - 3 新条例 46 条第 2 項第 1 号の規定は、前条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。
  - 4 新条例附則第 6 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例附則第 6 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
  - 5 新条例附則第 6 条の 2 の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について

適用する。

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第 13 条第 2 項の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第 27 条第 7 項の規定は、前条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 27 条第 7 項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第 1 条の規定による改正前の羽曳野市税条例(以下「旧条例」という。)第 27 条第 7 項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 66 条第 1 項第 1 号、第 66 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 75 条第 2 項第 1 号、第 78 条第 1 項第 1 号並びに第 78 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 7 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号並びに第 8 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 66 条第 1 項並びに第 66 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、新条例第 75 条第 2 項並びに附則第 8 条第 3 項及び第 4 項に規定する申請書又は新条例第 78 条第 1 項及び第 78 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 条の 3 第 1 項から第 10 項まで及び第 8 条第 2 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第 66 条第 1 項並びに第 66 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、旧条例第 75 条第 2 項並びに附則第 8 条第 3 項及び第 4 項に規定する申請書又は旧条例第 78 条第 1 項及び第 78 条の 2 第 1 項並びに附則第 7 条の 3

第 1 項から第 10 項まで及び第 8 条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 7 条の 2 第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。)附則第 15 条第 18 項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 7 条の 2 第 7 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第 7 条の 2 第 8 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 31 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第 7 条の 2 第 12 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 89 条第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 89 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 89 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 9 条の規定は、平成 28 年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 9 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税

の税率は、新条例第 93 条の 2 の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円
- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 96 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 96 条第 1 項	第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)第 1 条の規定による改正前の施行規則(以下この節において「平成 27 年改正前の施行規則」という。)第 48 号の 5 様式
第 96 条第 2 項	第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の施行規則第 48 号の 6 様式
第 96 条第 3 項	第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の施行規則第 48 号の 9 様式
第 96 条第 4 項	第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第 91 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項

の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 10 条、第 96 条第 4 項及び第 5 項、第 98 条の 2 並びに第 99 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 10 条各号列記以外の部分	第 96 条第 1 項若しくは第 2 項、	羽曳野市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年羽曳野市条例第 19 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 5 条第 6 項、
第 10 条第 2 号	第 96 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
第 10 条第 3 号	第 44 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限

	第 96 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 108 条第 1 項の申告書でその提出期限	
第 96 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項の規定
第 96 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項
第 98 条の 2 第 1 項	第 96 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
	当該各項	同項
第 99 条第 2 項	第 96 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 97 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 96 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内



に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	同項から前項まで	第 5 項、第 6 項及び第 9 項
第 7 項の表第 10 条各号列記以外の部分の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 10 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 10 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 96 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 96 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 99 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項

第 8 項	第 4 項	第 9 項
-------	-------	-------

- 11 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。
- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 11 項
	同項から前項まで	第 5 項、第 6 項及び第 11 項
第 7 項の表第 10 条各号列記以外の部分の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 10 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 10 条第 3 号	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において

の項		て準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 96 条第 4 項 の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 96 条第 5 項 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 99 条第 2 項 の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日

第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 13 項
	同項から前項まで	第 5 項、第 6 項及び第 13 項
第 7 項の表第 10 条各号列記以外の部分の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 10 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 10 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 96 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 96 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条の 2 第 1 項の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 99 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 13 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第 109 条の 2 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 109 条の 2 第 2 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 109 条の 2 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 110 条の 14 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 110 条の 14 の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 110 条の 14 の規定による申告については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 26 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 2 第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される平成 27 年改正法第 1 条の規定による新法附則第 15 条第 18 項に規定する家屋に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

羽曳野市税条例 新旧対照表(第1条による改正)

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)</u>(法人番号を有しない者にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地及び名称</u>)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号</u>)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>第3条～第12条 省略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(<u>法第292条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条～第15条の2 省略 (均等割の税率)</p> <p>第16条 1 省略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定め</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は<u>名称並びにその納付すべき徴収金額</u>その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は<u>名称並びにその納入すべき徴収金額</u>その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>第3条～第12条 省略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 1 省略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(<u>法人税法第2条第12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条～第15条の2 省略 (均等割の税率)</p> <p>第16条 1 省略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定め</p>

る額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従事者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けるけることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 50,000円
(2)～(9) 省略	

3 省略

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備

る額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17条の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、施行令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従事者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けるけることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 50,000円
(2)～(9) 省略	

3 省略

金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(所得割の課税標準)

第17条 1 省略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3~6 省略

第18条~第26条 省略

(市民税の申告)

第27条 1~6 省略

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

第28条・第28条の2 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の3 1~3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

第29条~第43条の6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第44条 1~5 省略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法

(所得割の課税標準)

第17条 1 省略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。

3~6 省略

第18条~第26条 省略

(市民税の申告)

第27条 1~6 省略

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

第28条・第28条の2 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第28条の3 1~3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

第29条~第43条の6 省略

(法人の市民税の申告納付)

第44条 1~5 省略

6 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法



人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 45 条第 3 項及び第 47 条第 2 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 45 条第 3 項及び第 47 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 45 条第 2 項において同じ。))に限る。))については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 47 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 47 条第 2 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

#### 第 45 条 1・2 省略

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項にお

人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 45 条第 3 項及び第 47 条第 2 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 の 3 に規定する連結子法人をいう。第 45 条第 3 項及び第 47 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 45 条第 2 項において同じ。))に限る。))については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 47 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 47 条第 2 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

#### 第 45 条 1・2 省略

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。以下この項にお

いて同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第 46 条 1 省略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2)・(3) 省略

3 省略

第47条～第65条

(施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出)

第 66 条 施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

2 省略

(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

いて同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第 46 条 1 省略

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

3 省略

第47条～第65条

(施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出)

第 66 条 施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) 省略

2 省略

(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第 66 条の 2 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 省略

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 78 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 78 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 78 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 78 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 省略

第 66 条の 2 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(5) 省略

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 78 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 78 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 78 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 78 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(6) 省略

3・4 省略

第67条～第74条 省略

(固定資産税の減免)

第 75 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(5) 省略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(5) 省略

3 省略

第76条・第77条 省略

(住宅用地の申告)

第 78 条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

2 省略

(被災住宅用地の申告)

第 78 条 の 2 法第 349 条 の 3 の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌

3・4 省略

第 67 条～第 74 条 省略

(固定資産税の減免)

第 75 条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)～(5) 省略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(5) 省略

3 省略

第76条・第77条 省略

(住宅用地の申告)

第 78 条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) 省略

2 省略

(被災住宅用地の申告)

第 78 条 の 2 法第 349 条 の 3 の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌

年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が施行令第 52 条の 13 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

(2)～(6) 省略

2 省略

第 79 条～第 87 条 省略

(軽自動車税の減免)

第 88 条 1 省略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに所定の申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

3 省略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第 89 条 1 省略

2 前項第 1 号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精

年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令第 52 条の 13 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

(2)～(6) 省略

2 省略

第 79 条～第 87 条 省略

(軽自動車税の減免)

第 88 条 1 省略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに所定の申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

3 省略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第 89 条 1 省略

2 前項第 1 号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付

精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) 省略

3 第 1 項第 2 号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、所定の申請書を提出しなければならない。

4 省略

第90条～第109条 省略

(特別土地保有税の減免)

第 109 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) 省略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個

された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(6) 省略

3 第 1 項第 2 号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、所定の申請書を提出しなければならない。

4 省略

第90条～第109条 省略

(特別土地保有税の減免)

第 109 条の 2 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1)～(3) 省略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

### 3 省略

第110条～第110条の13 省略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 110 条の 14 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

第110条の15～第114条 省略

#### 附 則

第1条～第2条の2 省略

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 2 条の 3 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 47 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24 第

(2)～(3) 省略

### 3 省略

第110条～第110条の13 省略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 110 条の 14 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2)～(3) 省略

第110条の15～第114条 省略

#### 附 則

第1条～第2条の2 省略

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第 2 条の 3 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 47 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 145 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第 81 条の 24

1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第 47 条の規定による延滞金にあつては、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 47 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。

## 2 省略

第2条の4・第3条 省略

第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限が当該 5.5 パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第 47 条の規定による延滞金にあつては、当該年 5.5 パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第 47 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、当該 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。

## 2 省略

第2条の4・第3条 省略

(平成 10 年度分の個人の市民税の所得割の特別減税)

第 3 条の 2 平成 10 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 3 条の 4 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る特別減税の額を、第 20 条及び第 21 条の規定を適用した場合の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。

(平成 10 年度分の個人の市民税の納期に関する特例)

第 3 条の 2 の 2 平成 10 年度分の個人の市民税に限り、第 32 条第 1 項の規定の適用については、同項中「6 月 1 日から同月 30 日まで」とあるのは、「7 月 1 日から同月 31 日まで」とする。

(平成 10 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 3 条の 3 平成 10 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 33 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。



(1) 当該納税義務者の特別減税前の普通徴収に係る個人の市民税の額(附則第3条の2の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)及び特別減税前の普通徴収に係る個人の府民税の額(法附則第3条の4第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。)の合算額(以下本号において「特別減税前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の府民税の額の合算額を控除した額(以下本項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額」という。)がその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下本項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別減税前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下本項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期(以下本項及び次項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 当該納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期(以下本項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からそ

の者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額を控除した額とし、同条第 1 項に規定する第 3 期の納期(以下本項において「第 3 期納期」という。)及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期(以下本項において「第 4 期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 当該納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 当該納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別減税額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の府民税の額の合算額とする。

2 平成 10 年度分の個人の市民税(第 1 期納期から第 43 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

第4条～第5条の3 省略

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 41 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から

第4条～第5条の3 省略

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 39 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から

平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 31 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 2・3 省略

#### 第5条の4 省略

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

#### 第 6 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特

例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 27 条第 3 項の規定による申告書の提出(第 28 条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申

平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 29 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 2・3 省略

#### 第5条の4 省略

#### 第6条 削除

告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行つた者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第7条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 1~5 省略

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第7条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第7条の2 1~5 省略

6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 7 条の 3 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 省略

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

3 法附則第 15 条の 8 第 1 項又は第 2 項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、施行令附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 省略

4 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 7 条の 3 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 省略

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(4) 省略

3 法附則第 15 条の 8 第 1 項又は第 2 項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、施行令附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)・(3) 省略

4 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次

に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 省略

5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 省略

6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 省略

7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個

に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 省略

5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 省略

6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) 省略

7 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 省略

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(7) 省略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 省略

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(2)～(6) 省略

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(7) 省略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) 省略

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(6) 省略

(土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 7 条の 4 省略

(平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例)

第 7 条の 5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、平成 28 年度分又は平成 29 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似適用土地であつて、平成 29 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 6 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)～(6) 省略

(土地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 7 条の 4 省略

(平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例)

第 7 条の 5 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、平成 25 年度分又は平成 26 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 25 年度適用土地又は平成 25 年度類似適用土地であつて、平成 26 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 63 条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 6 宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年



度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と

度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額と

する。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第7条の7 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 8 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係

する。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第 7 条の 7 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号。以下「平成 24 年改正法」という。)附則第 10 条の規定に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 7 条の 8 農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係

る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第7条の9 省略

第7条の10 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法

る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第7条の9 省略

第7条の10 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法

第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第 8 条 1 省略

2 法附則第 29 条の 5 第 2 項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

3 法附則第 29 条の 5 第 3 項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

4 法附則第 29 条の 5 第 5 項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 3 号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

第 8 条の 2・第 8 条の 3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 8 条の 4 附則第 7 条の 6 第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 7 条の 4 第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第

第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)

第 8 条 1 省略

2 法附則第 29 条の 5 第 2 項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4) 省略

3 法附則第 29 条の 5 第 3 項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4) 省略

4 法附則第 29 条の 5 第 5 項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第 8 条の 3 第 2 項第 3 号に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 所有者の住所及び氏名

(2)～(4) 省略

第 8 条の 2・第 8 条の 3 省略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 8 条の 4 附則第 7 条の 6 第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 7 条の 4 第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第

349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 106 条第 1 号及び第 110 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 7 条の 6 第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 106 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

第 8 条の 5 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第 9 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する第 83 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第83条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 106 条第 1 号及び第 110 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 7 条の 6 第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 106 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「施行令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

第 8 条の 5 省略

第 9 条 削除

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第83条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第83条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第9条の2 削除

(たばこ税の税率の特例)

第9条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第93条の2の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第96条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」とする。

第9条の3～第15条の9 省略

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第16条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市

と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

第9条の3～第15条の9 省略

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第16条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市

計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準



となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

第16条の2 平成27年改正法附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。  
(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第18条 1 省略

2 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により羽曳野市税条例附則第7条の9の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3ま

となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

第16条の2 平成24年改正法附則第10条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。  
(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

第18条 1 省略

2 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により羽曳野市税条例附則第7条の9の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3ま

での規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第 19 条 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 第 20 条 附則第 8 条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

での規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第 19 条 省略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 第 20 条 附則第 8 条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

(旧民法第 34 条の法人から移行した法人に係る市民税の特例)

- 第 21 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下この条において「整備法」という。)第 40 条第 1 項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第 106 条第 1 項(整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていな

<p><u>(旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に 係る固定資産税の特例の適用を受けようとする 者がすべき申告)</u></p> <p>第 21 条 省略 以下省略</p>	<p><u>いもの(整備法第 131 条第 1 項の規定により整備 法第 45 条の認可を取り消されたものを除 く。)については、公益社団法人又は公益財団 法人とみなして、第 46 条の規定を適用する。</u></p> <p>第 21 条の 2 省略 以下省略</p>
--	--

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧																														
<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第9条第3項中「<u>附則第30条第3項第1号</u>」を「<u>附則第30条第5項第1号</u>」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「<u>附則第30条第2項第1号</u>」を「<u>附則第30条第4項第1号</u>」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「<u>附則第30条第1項第1号</u>」を「<u>附則第30条第3項第1号</u>」に、「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)</u>」を「<u>初回車両番号指定</u>」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「<u>初回車両番号指定</u>」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第83条第2号</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第2条 省略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 第1条中第83条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分を除く。)並びに附</p>	第83条第2号	3,900円	4,600円	ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第9条を次のように改める。 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第9条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税に係る第83条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第83条第2号ア</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">4,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>第2条 省略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 第1条中第83条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正</p>	第83条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第83条第2号	3,900円	4,600円																													
ア	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第83条第2号ア	3,900円	4,600円																													
	6,900円	8,200円																													
	10,800円	12,900円																													
	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

則第4条第1項及び第6条(第1条の規定による改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)附則第9条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中第13条、第44条、第47条第1項及び第83条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「3,600円」に係る部分に限る。)並びに同号イ及び同条第3号の改正規定並びに附則第9条の改正規定並びに次条第6項、附則第4条第2項、第5条及び第6条(新条例附則第9条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) 省略

第2条・第3条 省略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第83条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2. 新条例第83条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 省略

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第83条及び新条例附則第9条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第83条第2号ア	省略	
新条例附則第9条第1項の表以外の部分	第83条	羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年羽曳野市条例第18号。以下この条において「平成26年改

後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)附則第9条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中第13条、第44条、第47条第1項及び附則第9条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第9条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) 省略

第2条・第3条 省略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第83条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 省略

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第83条及び新条例附則第9条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第83条第2号ア	省略	
新条例附則第9条の表以外の部分	第83条	羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年羽曳野市条例第18号。以下この条において「平成26年改

		正条例」とい う。)附則第 6 条の規定によ り読み替えて 適用される第 83 条
新条例附則 第 9 条第 1 項の表第 83 条第 2 号ア の項	第 83 条 第 2 号ア	平成 26 年改正 条例附則第 6 条の規定によ り読み替えて適 用される第 83 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

以下省略

		正条例」とい う。)附則第 6 条の規定によ り読み替えて 適用される第 83 条
新条例附則 第 9 条の表 第 83 条第 2 号アの項	第 83 条 第 2 号ア	平成 26 年改正 条例附則第 6 条の規定によ り読み替えて適 用される第 83 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

以下省略